

平成22年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

平成22年度5月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
一般融資	一般設備資金	中小企業又は組合	設備資金	8,000万円以内	12年以内(据置1年以内)	年利 2.15%(責任共有利率) 年利 2.00%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	一般運転資金		運転資金	5,000万円以内	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 2.35%(責任共有利率) 年利 2.20%(責任共有外利率)			
	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が1,250万円以内となるものに限る)	設備・運転資金	1,250万円以内(ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	7年以内(据置6ヶ月以内)	(責任共有制度対象外のみ) 年利 1.90%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は原則不要(ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定) 信用保証要する		商工会議所 商工会
	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備・運転資金	1,250万円以内	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 2.05%(責任共有利率) 年利 1.90%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は原則不要(ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定) 信用保証要する		商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
特別融資	長期経営安定緊急資金	経済的環境の変化により、一時的に売上又は収益の減少等による業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者又は組合	運転資金	4,000万円	8年以内(据置1年以内)	年利 2.35%(責任共有利率) 年利 2.20%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保 取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	随時 取扱期間 平成23年3月31日まで	
	創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合	設備資金	5,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	12年以内(据置2年以内)	年利 1.95%(責任共有利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保 取扱金融機関又は保証協会の決定	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
			運転資金	3,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	7年以内(据置2年以内)	年利 1.80%(責任共有外利率)			
	構造転換支援資金	中小企業者又は組合であつて一定の要件に該当する者	運転資金	1億2,000万円	12年以内(据置1年以内)	年利 2.65%(責任共有利率) 年利 2.50%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要		
おもてなし処整備支援資金	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者	設備資金	8,000万円以内	15年以内(据置2年以内)	年利 1.85%(責任共有利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保 取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	随時 取扱期間 平成24年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
		運転資金	5,000万円以内	7年以内(据置2年以内)	年利 1.70%(責任共有外利率)				

※特別融資には、この他、構造転換支援資金(原油高関連分)、再生支援資金、経営革新支援資金、人にやさしい環境整備支援資金、買い物の場整備支援資金、長期経営安定緊急資金(原油高関連分)があります。

緊急融資	セーフティネット資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 中小企業信用保険法第2条第4項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円以内	8年以内(据置1年以内)	年利 2.45%(責任共有利率) 年利 2.30%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	資金繰り円滑化支援緊急資金	中小企業信用保険法第2条第4項に規定する特定中小企業者のうち、同項第5号に該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた者	設備・運転資金	8,000万円以内	10年以内(据置2年以内)	(責任共有制度対象外のみ) 年利 1.70%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保 取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱機関 平成23年3月31日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※緊急融資には、この他、災害復旧資金、災害対策特別資金、経済変動等資金があります。										
中小企業高度化資金	集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員(以下「組合員等」という。)である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%以内(小規模事業者が占有する部分については90%以内)	20年以内(据置3年以内)	年利1.10%(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)	原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。		原則として、貸付を受けようとする年度の前々年度1月末日までに貸付準備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付準備申請書 ア. 中小企業高度化資金貸付準備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断申込書
	施設集約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社		貸付対象施設の整備に要する額の80%以内						
	共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合								
	設備リース資金	協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備							
※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)										
島根県環境資金		県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる企業	設備資金 公害防止、省エネルギー等に係わる設備資金 運転資金 ISO認定取得費用、石綿対策等に係わる運転資金	8,000万円	12年以内(据置2年以内)	年利1.85%(責任共有利率) 年利1.70%(責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる		随時	県内の普通銀行 商工中金 信用金庫 信用協同組合 島根県信用農業協同組合連合会 農業協同組合 JFしまね

普通貸付	卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人	設備・運転資金	4,800万円以内	(運) 5年以内(特に必要な場合は7年以内) 据置6ヶ月以内(特に必要な場合は1年以内) (設) 10年以内(据置2年以内)	年利 2.25%~	保証人については、ご希望に応じて相談	日本政策金融公庫 国民生活事業又は最寄りの商工会議所、商工会
	小売業	資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人						
	サービス業	資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人						
	製造業、建設業、運輸業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人		特定設備資金(別枠)7,200万円以内	20年以内(据置2年以内)			
経営改善貸付 (無担保・無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は県商工会連合会会長の推薦を受けた常時使用する従業員が商業、サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の方	設備・運転資金	1,500万円以内	運転7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備10年以内(据置期間2年以内を含む)	年利 1.95%	不要	商工会議所 商工会	
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方。 (飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、水雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング)	衛生設備、近代化設備、店舗、従業員宿舍、独立開業(のれんわけ)などのために必要とする設備資金及び振興計画のための運転資金、設備資金	7,200万円~4億円以内 (業種により異なります。)	13年以内(特別な場合これを超えることもできます。) 据置 1年以内(特別の場合2年以内)	年利 2.25%~ (特定の設備資金については) 年利 0.85%~	保証人については、ご希望に応じて相談	随時	日本政策金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合
			振興計画のための運転資金 5,700万円以内	5年以内(特に必要な場合7年以内) 据置 6ヶ月以内(特に必要な場合1年以内)				
			振興計画のための設備資金 1億5,000万円以内~7億2,000万円以内 (業種により異なります。)	18年以内(特別な場合これを超えることもできます。) 据置 2年以内				
生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)	生活衛生関係の業種を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた常時使用する従業員が5人以下の方	設備資金	1,500万円以内	(設)10年以内(据置2年以内を含む) (運)7年以内(据置1年以内を含む)	年利 1.95%	不要	生活衛生同業組合	
生活衛生セーフティーネット貸付	I 経営環境変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金	振興事業貸付の運転資金とは別枠で5,700万円	5年以内(特に必要な場合は8年以内)	年利 1.75%~	保証人については、ご希望に応じて相談。	日本生活金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合
	II 金融環境変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方		別枠4,000万円				
日本政策金融公庫 国民生活事業	新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.35%~	
		女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.35%~	
		再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)	廃業歴等ある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方		2,000万円以内	<固定金利型貸付> (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)  <実績連動金利型貸付> (設)(運)7年	年利 2.25%~  ご融資後2年間 0.3% ご融資後3年目以降 1.05~4.75%	
		新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内(特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年)	年利 1.35%~	

特別貸付	セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業績が悪化している方	設備・運転資金	普通貸付とは別に4,800万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	年利 1.75%~	保証人については、ご希望に応じて相談。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
		金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方		別枠 4,000万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	年利 1.75%~			
		取引企業倒産対応資金	取引企業の倒産などにより経営に困難を来している方	運転資金	別枠 3,000万円以内	(運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	年利 1.50%~			
	企業再生貸付	企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.35%~			
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、新分野進出などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)20年以内(一部対象者は15年以内) (運)5年以内(特に必要な場合は7年以内)	年利 1.35%~			
						IT資金	情報化投資を行う方			
		財務向上サポート資金	経営状況が一定の要件に該当する方であって、合理化のための取り組みなどを行う方		1,500万円以内	(設)10年以内(特に必要な場合15年) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.85%~			
		地域活性化雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (一部対象者で特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 0.85%~			
	食品貸付		食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) 事業協同組合等 1億1,000万円以内	(設)原則13年以内 (運)原則5年以内	年利 1.35%~			
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	年利 1.20%~			
社会環境対応施設整備資金		高齢者や障害者の方などの利用に配慮した施設を設置する方、事業所内託児施設を整備する方またはBCPIに基づき防災施設等を整備する方	設備資金	7,200万円以内	(設)15年以内	年利 2.25%~				
※ 貸付利率について、設備資金については、ご融資日から2年間、融資制度に定める利率から年0.5%引き下げとなります。((注)新企業育成貸付における実績連動金利型貸付及び挑戦支援融資制度は除きます。)										

日本政策金融公庫 中小企業事業	新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備・運転資金	直接貸付 6億円	[固定金利型] 設備 15年(据置5年)以内 運転 7年(据置2年)以内 [成功払い型] 7年(据置2年)	[固定金利型] 特別利率③ ただし、6年目以降は基準利率+0.2% [成功払い型] 0.3% ただし、3年目以降は成功度合いに応じた利率	*担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 *保証人(経営責任者の方)が必要です。 ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もある。	平成23年3月31日	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
		新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係わる連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など		[固定金利型] 設備 20年(据置2年)以内 運転 7年(据置3年)以内 [成功払い型] 7年(据置2年)	[固定金利型] 特別利率①③ [成功払い型] 0.3% ただし、3年目以降は成功度合いに応じた利率				
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など		(設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②③				
		IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方		(設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②				
		地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など		(設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内	特別利率①②③ 特別利率 ③-0.4%				
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など		(設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内	特別利率①②③ 特省エネルギー				
		環境・エネルギー対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など		(設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内	特別利率①②③ 特省エネルギー				
	セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業績悪化により資金繰りに支障をきたしている方など		直接貸付 7億2千万円	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内	基準利率 ・長期運転資金に限り、上限3% ・一定の要件に該当する場合、金利控除の適用可能			
		金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内	基準利率 ・長期運転資金に限り、上限3% ・一定の要件に該当する場合、金利控除の適用可能			
	企業再生貸付	事業再生支援資金	(アーリーDIP) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立等を行った方 (レイターDIP) 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	<アーリーDIP> 1年(据置1年以内) <レイターDIP> (設) 10年(据置2年)以内 (運) 5年(据置2年)以内	<アーリーDIP> 基準利率+2.5%(上限4%) <レイターDIP> 基準利率+1.0%(上限4%)			
		企業再生・事業継承支援資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金4億8千万円)	(設) 20年(据置2年)以内 (運) 10年(据置2年)以内	基準利率(上限4%) 特別利率①(上限4%) 特別利率③(上限4%)			



環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様	環境配慮に必要な設備資金	(設) ・10年固定貸出:10年以内(3年以内) ・変動貸出(当初10年固定型):20年以内(3年以内)	商工中金所定の利率
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含手形割引)	(運)7年以内(1年以内) (設)15年以内(3年以内)	
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	(運)10年以内(3年以内) (設)20年以内(3年以内)	

※お問い合わせにつきましては、各担当先までお問い合わせ下さい

# 平成22年度 市町村融資・助成制度一覧表

平成22年度5月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
松江市	街づくり資金融資 (テナント事業近代化資金)	中小企業(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において事業の用に供するために借店舗の店舗改善資金又は併せて運転資金を必要とするもの	設備・運転資金	2,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	[責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利)	保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助)	随時	松江商工会議所 まつえ北商工会 まつえ南商工会
	街づくり資金融資 (店舗近代化資金)	中小企業者(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において自己所有の店舗改善資金又は、併せて運転資金を必要とするもの	設備・運転資金	1,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	[責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利)	保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助)		
	中小企業制度融資 信用保証料補給金 (平成22年4月1日)	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④長期経営安定資金(原油高騰関連分) ⑤資金繰り円滑化支援緊急資金 を平成22年4月1日から平成23年3月31日までに保証料を支払った市内中小企業者(個人、法人、組合)		信用保証料の一部を助成 ①創業者支援資金 [補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4年 保証期間5年以上8年未満 3年 [補給率] 2/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 [補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率] 1/3 ④長期経営安定緊急資金(原油高騰関連分) [補給対象期間] 全期間 [補給率] 1/4(上限10万円) ⑤資金繰り円滑化支援緊急資金 [補給対象経費] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3  ①~④の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分					平成23年5月31日まで
浜田市	浜田市中小企業等特別融資 (平成22年4月1日)	浜田市内の中小企業者及び漁業者	運転資金	500万円	1年以内	年2.1%	保証人 2人以上 担保 不要	随時	日本海信用金庫
	浜田市中小企業協同組合 合理化対策融資資金 (平成22年4月1日)	浜田市内の中小企業等協同組合法に基づく組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年2.0%	保証人 2人以上 担保 商工中金の決定による		商工中金 浜田事務所
	浜田市創業者支援資金補助金 (平成22年4月1日)	浜田市内で、島根県創業者支援資金の融資を受けて新規創業するもの	利子及び信用保証料	総合計で30万円を上限に、利子及び信用保証料の当初から12ヶ月以内					浜田市 産業政策課

出雲市	出雲市中小企業協同組合 育成融資資金	市内の中小企業組合及び組合員	設備・運転資金	転貸事業 6,000万円 (1組合員あたり500万円の範囲内) その他の組合事業 5,000万円	(運)5年以内 (設)7年以内 (措置6ヶ月以内) 原則元金均等月賦	年利 2.0%	保証人 法人2人以上(代表者を含む) 個人1人以上 担保・信用保証 商工中金の決定による	随時	商工中金松江支店
	出雲市中小企業 信用保証料補助金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者 ・島根県制度融資 一般融資 小規模企業育成資金 ・島根県制度融資 一般融資 一般設備資金 ・島根県制度融資 特別融資 創業者支援資金 ・島根県制度融資 緊急融資 資金繰り円滑化支援緊急資金		保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 ・小規模企業育成資金 ・小規模企業特別資金 0.84%以下の場合は、半額補助 0.84%を超える場合は、0.42%を減じた率を用いて算出した額 ・創業者支援資金 全額補助 ・一般設備資金 0.92%以下の場合は半額補助 0.92%を超える場合は、0.46%を減じた率を用いて算出した額 ・資金繰り円滑化支援緊急資金 半額補助(上限10万円)				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会
益田市	新商品・新技術開発支援事業 (平成22年4月1日)	・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人若しくは団体	・新商品開発に要する経費 ・新技術の開発研究費	100万円以内 (対象経費の3分の2)				随時	益田市産業支援センター
	販路開拓支援事業 (平成22年4月1日)		・市内で生産加工された製品の県外での販路開拓・販売促進経費	20万円以内 (対象経費の3分の2)					
	益田市中小企業協同組合 合理化対策資金	組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年利 2.5%	保証人・担保 商工中金の決定による		商工中金
大田市	大田市中小企業育成資金 (平成22年4月1日)	市内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者又は組合で、商工中金の貸付対象者	運転資金	500万円以内	5年以内	年利 2.0%	商工中金の決定による	随時	大田商工会議所
	大田市資金繰り円滑化支援緊急 資金信用保証料補助金 (平成22年4月1日)	島根県中小企業制度融資の資金繰り円滑化支援緊急資金の認定を受けた者で大田市に事業所等を有する者(市税を滞納していない者に限る)		信用保証料の35%の2/3を助成 但し、一事業者当たり300,000円を上限とする					大田市役所
安来市	安来市特別融資	安来市内の中小企業者	設備・運転資金	1,500万円以内	7年以内	[責任共有制度対象] 年利 2.05% [責任共有制度対象外] 年利 1.9%	保証料率 0.4~1.7% 保証人 個人 原則不要 法人 1人以上	随時	安来商工会議所 安来市商工会
	安来市中小企業融資制度保証料 補助金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業育成資金(県制度) ・安来市特別融資(市独自) ・一般設備資金(県制度) ・資金繰り円滑化支援緊急資金(県制度)		信用保証料の一部を助成(上限5万円) ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・安来市特別融資(信用保証料の3/7を助成) ・一般設備資金(信用保証料の1/2を助成) ・資金繰り円滑化支援緊急資金(信用保証料の3/10を助成)				保証料を支払った日以降3ヶ月以内	安来市役所(伯太庁舎) 商工観光課

江津市	江津市中小企業協同組合育成資金	組合及び組合員	設備・運転資金	組合 1,500万円以内 組合員 1,000万円以内	5年以内	年利2.5%	保証人 2人以上(法人3人以上) 担保 商工中金の決定による	随時	商工中金
雲南市	雲南市商工業活性化支援補助金 (金融支援対策事業補助金) (平成22年4月1日)	市内商工業者	島根県が実施する中小企業制度融資につき島根県信用保証協会に支払った保証料(「創業支援資金」は市内での新規創業に限る)	10万円以内(対象は保証料一括払い)				随時	雲南市商工会 雲南市 商工観光課
東出雲町	島根県小規模企業育成資金保証料助成事業	町内企業、町内商店	小規模企業育成資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1年間以内				随時	東出雲町商工会 東出雲町企画商工課
	島根県小規模企業特別資金保証料助成事業(全国小口)		小規模企業特別資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1年間以内					
	島根県創業者支援資金保証料助成事業		創業支援資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1年間以内					
	島根県資金繰り円滑化支援緊急資金保証料助成事業		資金繰り円滑化支援緊急資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1/2年以内(上限5万円)					
	島根県一般設備資金保証料助成事業		一般設備資金借入の際に保証協会に支払った保証料	保証料助成は、1年以内					
	東出雲町総業スペース支援事業	創業期の事業所が、新たに店舗を賃借する場合、その賃借料(家賃)に対する一部助成	店舗 1/2以内 最高12ヶ月 月2万円を上限						
	東出雲町中小企業設備貸与制度保証金助成事業	(財)しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式を利用して、希望する機械・設備(新品)を導入する際に、支払った保証金に対する助成	年間1企業最高50万円以内(財)しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により設備貸与を受ける者が一括で支払った保証金の1.6/10以内						
ひがしいずも産業元気アップ事業補助金(平成21年7月10日)	東出雲町内の中小企業者等	①地域ブランド地産育成事業 ・補助対象経費×1/3以内 ・上限額 100万円 ②空店舗を活用した創業支援事業 ・補助対象経費×2/3以内 ・上限額 100万円 ③新製品・新技術開発助成事業 ・補助対象経費×1/2以内 ・上限額 200万円 ④ものづくり産業等設備導入助成事業 [必要な設備購入費用] ・補助対象経費×1/10 ・上限額 50万円 [必要な設備リース料等] ・補助対象経費×1/2以内(ただし、12ヶ月分を限度) ・上限額 合計額で50万円				随時			
斐川町	斐川町信用保証料助成	斐川町商工会の会員	関連する企業の倒産により島根県中小企業制度融資を利用した場合、島根県信用保証協会に支払う信用保証料の一部を助成	売掛債権額に対し保証協会に支払った保証料の1/2					斐川町商工会 斐川町商工観光課
美郷町	中小企業経営基盤強化補助金(平成22年4月1日)	中小企業者	施設の新設・更新等	1/2 上限100万円				年中	美郷町産業振興課
	美郷町雇用開発促進条例	町内企業、町内商店	固定資産税の減税		竣工後3年間				

飯南町	飯南町中小企業制度融資信用保証料補助金 (平成22年4月1日)	飯南町に主たる事務所または住所を有する商工業者で、飯南町の町税を完納している者。(同一年度内に既に当該補助金の交付を受けた者は除く。)	設備・運転資金	島根県中小企業制度融資「資金繰り円滑化支援緊急資金II」につき、島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の内、36ヶ月以内の期間に相当する経費。(一括支払または分割支払初回分に限る)ただし、既に補助を受けた信用保証料を除く。補助対象経費の1/2以内(ただし補助金の限度額は10万円とする)				融資実行日から2ヶ月以内	飯南町産業振興課	
吉賀町	吉賀町中小企業育成資金利子補給	中小企業信用保険法の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年以内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2			随時	吉賀町商工会
	吉賀町緊急信用保証料補助金	町内に事業所を有する法人及び個人事業者	資金繰り円滑化支援緊急資金及び国の緊急保証制度の借入を行い信用保証協会に支払う保証料の一部を助成	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2、限度額20万円				対象経費の1/2(限度額20万円)		吉賀町産業課
津和野町	津和野町緊急信用保証料補助金	町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者	資金繰り円滑化支援緊急資金及び国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度の借入を行い、島根県信用保証協会に支払う保証料の1/2を20万円を限度に助成する(一部を)	借入期間が5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2、限度額は助成金20万円まで						津和野町商工会
邑南町	邑南町中小企業への緊急融資 (平成21年12月25日)	町内商工業者	設備・運転資金	5万円以内				平成23年3月31日まで	邑南町役場商工観光室	

※お問い合わせにつきましては、各市町村等までお問い合わせ下さい

## 中小企業金融のご相談、窓口は

機 関 名 所 在 地 連 絡 先	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号
日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階) TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654	島根県商工労働部中小企業課 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781	島根県信用保証協会 益田支店 益田市あけぼの本町10番地6 TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568
日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業 松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階) TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616	島根県西部県民センター商工労政事務所 浜田市片庭町254番地 TEL 0855-29-5646 FAX 0852-22-5306	財団法人しまね産業振興財団 松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内) TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105
日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業 浜田市殿町82番地7 TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632	島根県信用保証協会 本店 松江市殿町105番地 TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707	
株式会社商工組合中央金庫 松江支店 松江市殿町210番地 TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199	島根県信用保証協会 出雲支店 出雲市大津新崎町2番地24 TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858	
株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所 浜田市殿町124番地2 TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215	島根県信用保証協会 浜田支店 浜田市松原町277番地9 TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309	